

れいわ ねんど
令和8年度

じっしょうこう
みらプロ実施要綱

-みらいを^か変えるあなたの^{おも}想い^{じつげん}実現プロジェクト-

テーマ：かながわのみらいのためのチャレンジ

れいわ ねん がつはっこう
令和8年3月発行

かながわけんふくしこ きょく
神奈川県福祉子どもみらい局
こ ぶ じ せ だ い い く せ い か
子どもみらい部次世代育成課

目次

1	みらプロとは	1
2	応募から選出、実現に向けた活動の流れ	2
	※1 子ども・若者審査員とは	3
	※2 実行者とは	3
	※3 サポーターとは	3
3	応募対象提案の要件	4
4	応募対象者の要件	4
5	実行に係る経費	5
6	提案募集	6
	(1) 募集期間	6
	(2) 応募に必要な書類	6
	(3) 提出方法	7
7	審査	7
	(1) 審査の着目点	7
	(2) 審査方法	7
	(3) 最終審査に向けた準備に対する支援	8
	(4) 結果の公表	8
	(5) 各審査で選出されなかった場合	8
8	提案内容の実行	9
	(1) 実行計画の作成	9
	(2) 活動の実施	9
	(3) 実行計画の見直し	9
9	報告会の実施	9
10	その他	9
11	問合せ先	10
	(別紙1) みらプロ提案書	
	(別紙2) 個人情報 ^た の取扱い ^{さき} について	

1 みらプロとは

神奈川県（以下「県」という。）は、子ども・若者目線の提案を地域・社会に直接反映させるため、子ども・若者が提案から実現まですべての過程で主体となる「みらプロ -みらいを変えるあなたの思い実現プロジェクト-」を実施します。

「みらプロ -みらいを変えるあなたの思い実現プロジェクト-」とは、6～29歳の子ども・若者が地域・社会のためにチャレンジしたい活動を提案し、2段階の審査を経て選出された提案を、県のサポートを受けながら実行するプロジェクトです。

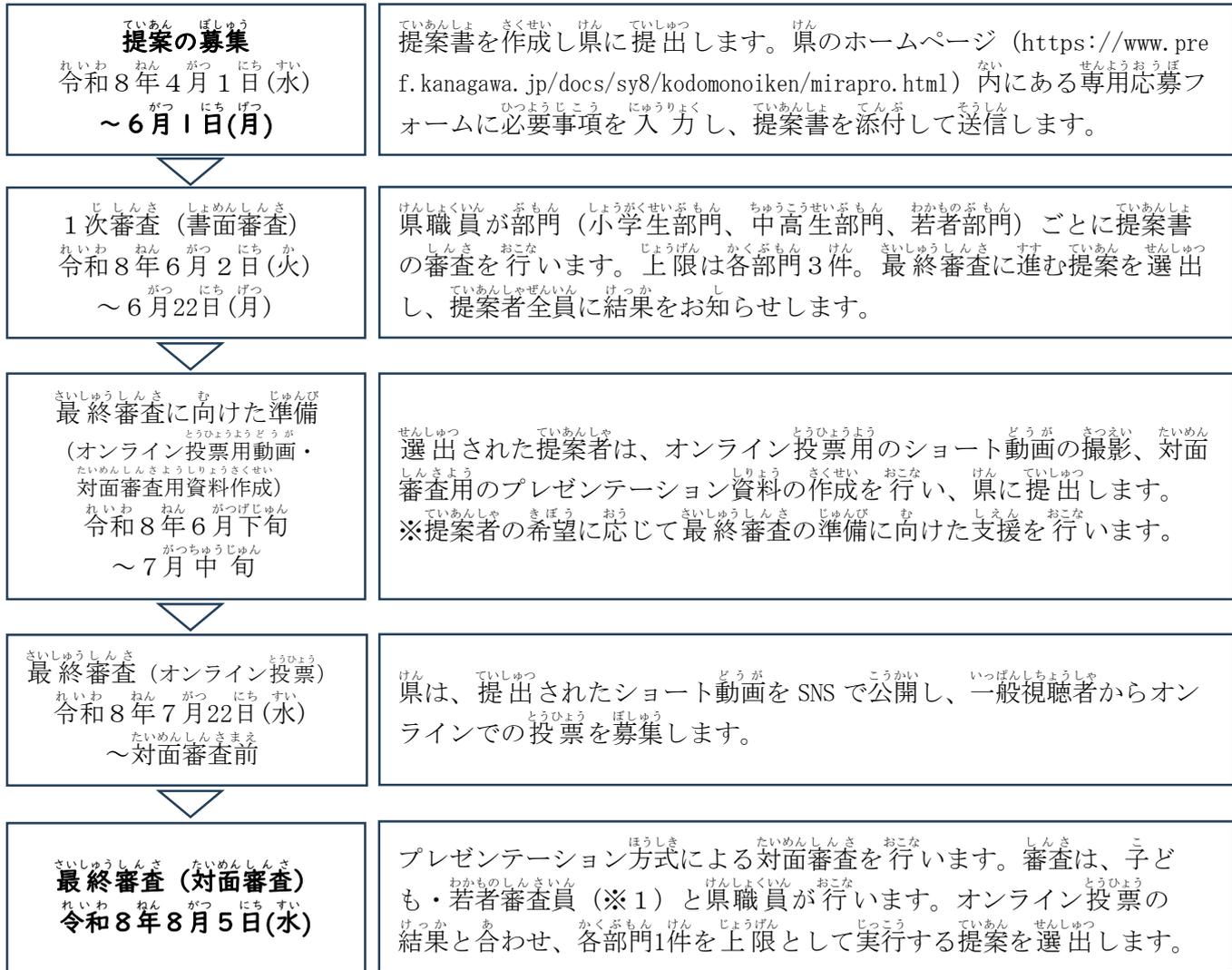
実現までには、1次審査の選出者を対象に最終審査準備の支援を、最終審査の選出者（実行者）を対象に実現に向けた活動の伴走支援をそれぞれ行い、子ども・若者のみなさんのチャレンジを応援する仕組みもあります。

本事業の特色として、審査の過程において選出されなかった提案者にも、みらプロとの関わりを継続してもらえる仕組みを取り入れました。最終審査の審査員への応募や選出された提案の実行への協力希望、実行者が活動の進捗を報告する会への参加などを可能とすることで、提案者同士が交流する機会も増やしています。

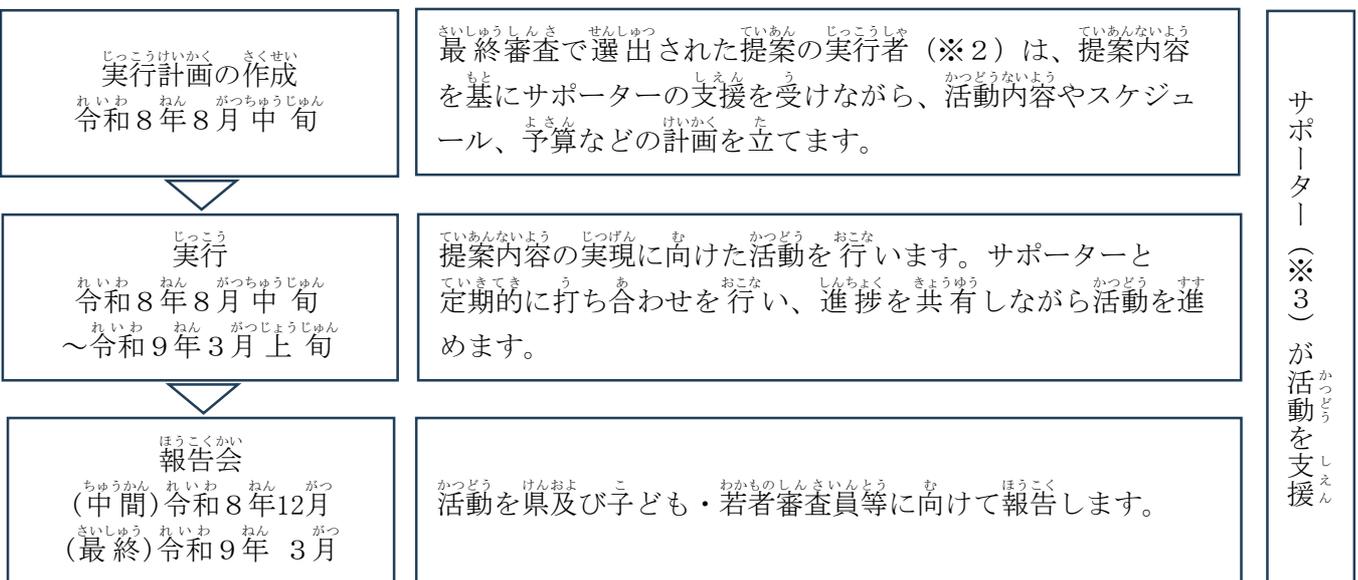
これらの仕組みは検討段階から子ども・若者目線を直接反映するため、令和7年度に8歳から27歳までのメンバーで構成される「みらプロ作戦会議」を立ち上げ、そのメンバーと一緒に考えてきたものです。

2 おうぼ せんしゅつ じつげん む かつどう なが 応募から選出、実現に向けた活動の流れ

(1) ていあんせんしゅつ きかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ 提案選出期間 (令和8年4月～令和8年8月)



(2) ていあんないよう じっこうきかん れいわ ねん がつ れいわ ねん がつ 提案内容の実行期間 (令和8年8月～令和9年3月)



※1 子ども・若者審査員とは

最終審査（対面審査）での審査や、報告会で実行者にコメントを行う方のことです。
原則として、最終審査に進めなかった提案者から募集・選出します。主に、次の活動を行います。

- ・最終審査（対面審査）における審査
- ・中間報告会と最終報告会でのコメント

※2 実行者とは

最終審査で選出された提案の実現に向けて活動する方のことです。
なお、基本的には提案者自身が実行者となりますが、提案者とともに又は提案者に代わって活動を行う方についても、併せて「実行者」といいます。

※3 サポーターとは

実行者の活動を伴走支援する方のことです。県が指定する方がサポーターとなり、以下の役割を担います。

<活動期間におけるサポーターの役割>

- ・相談対応
実行期間中に、いつでも実行者からの提案内容の実行に係る相談を受けます。
- ・第三者との相談・交渉における同行等
提案内容の実行に係る第三者との相談や交渉を行う際に、必要に応じて実行者に同行等をします。
- ・経費の管理と支払い
実行に係る経費の管理と支払いを行います。
(予算は実行者に直接お渡しするものではありません)
- ・その他
その他、提案内容の実行で必要な内容について、実行者を支援します。例えば、「企業等への連絡の仕方がわからない」「必要な情報の調べ方がわからない」「グループのメンバーとの関係が上手くいかない」など、気軽に相談できる相手として、事情に応じた適切なサポートを行います。

3 応募対象提案の要件

“かながわの미래のためのチャレンジ”というテーマに沿った、以下の要件を満たす活動が対象になります。

- (1) 自ら実行したい県内の社会課題の解決につながる活動であること
- (2) 実行に係る経費が100万円以内で実施できるものであること
- (3) 令和8年8月から令和9年3月までに実現できる内容であること

<活動例> ※例です。皆さんの自由なアイデアをお待ちしています。

- ・ 環境問題について学び、マイクロプラスチックなど海の生物へ悪影響が生じていることを知った。地域住民と協力して海岸の清掃イベントを行いたい。
- ・ 地元のいいところはたくさんあるのに地域の魅力が伝わっていないように思う。多くの人に地元の魅力を知ってもらうための新しいお土産を作りたい。
- ・ 学校の飼育小屋が空になっている状況に寂しさを感じる。動物の力を借りて、みんなにとって学校を”更に行きたくなる楽しい学校”にしたい。

ただし、以下のような活動は除外します。

- ・ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- ・ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- ・ 現金給付又は施設整備を目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するもの
- ・ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- ・ 提案方法によらずに提案されたもの
- ・ 実施が不可能なもの
- ・ その他、県が支援する活動としてふさわしくないもの

4 応募対象者の要件

6～29歳（1997年4月2日～2020年4月1日生まれ）のメンバーで構成されるグループ又は個人を対象とします。なお、代表者（個人の場合は、ご本人）は、県内在住・在学・在勤のいずれかにあてはまる必要があります。

また、応募対象者は、グループの最年長者（個人の場合は、ご本人）の年齢に応じて、以下の3部門に割り振ります。

- (1) 小学生部門： 2014年4月2日～2020年4月1日生まれの方
- (2) 中高生部門： 2008年4月2日～2014年4月1日生まれの方
- (3) 若者部門： 1997年4月2日～2008年4月1日生まれの方

5 実行に係る経費

提案内容の実行に係る経費は、最大100万円/提案を準備しています。

ただし、経費は実行者に直接お渡しするものではありません。経費は、事前に予算(計画)を立て、管理・支払いは、原則、県が指定するサポーターが行います。実行にあたり、計画的に支払いができるようにサポーターと十分に調整しながら進めるようにしてください。

なお、実行に係る経費の用途は、提案内容の実行に必要な範囲内に限られています。次の表を参照して計画を立て、不明な点はサポーターに相談してください。

表 提案実行対象経費一覧(例)

区分	対象経費	対象とならない経費
謝金	<p>実行者以外の講師、指導者等(以下「講師等」という。)の講演、司会、通訳等に対する謝礼</p> <p>※1人当たり3万円以上の場合は個別に判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実行者への謝礼 実行者の人件費
旅費	<ul style="list-style-type: none"> 実行者が活動当日に活動場所までに要する交通費 実行者が講師等との打合せのために打合せ場所までに要する交通費 <p>※県外(都内を除く)への交通費は個別に必要性を判断するため、事前相談が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日当や宿泊費等交通費以外の旅費
消耗品代	<ul style="list-style-type: none"> 活動の実施に必要な消耗品、材料の購入に要する経費 <p>※1件3万円以上の物品は個別に判断</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人使用物として継続的に使用するもの パソコンやカメラなど汎用性が高く、使用目的が活動に必要なものと特定できないもの 活動外で使用するもの
食糧費	<p>講師等との打合せ時の茶菓代(講師分のみ、必要最低限に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 酒類に要する経費 実行者の飲食や親睦に要する経費 会議・打合せ等の飲食代
印刷製本費	<p>活動を周知する又はイベント当日に使用するための冊子・募集案内チラシ、ポスター、プログラム、活動資料等のコピー又は印刷経費(活動終了後に実行者の所有物となる経費を除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 活動に必要な印刷経費

<p>通信運搬費</p>	<p>・募集案内チラシ、ポスター、プログラム、活動資料の配送に必要な経費</p> <p>・活動場所までの資材等の運搬に要する経費(実行者の自家用車等で運搬した場合には有料道路通行料のみ)</p> <p>・講師等との打合せに要する書類の郵送代</p>	<p>実行者が所有する電話、電子メール等の通信料</p>
<p>委託料</p>	<p>活動を周知するためのホームページやチラシ等の作成を委託するために要する経費</p>	
<p>保険料</p>	<p>実行者が加入する賠償保険料等、活動実施に必要な保険料</p>	<p>・参加者が自己負担する保険料</p> <p>・活動と直接関係性のない保険料(年間保険料など)</p> <p>・練習等、実行者のスキルアップに利用する場合</p>
<p>使用料及び賃借料</p>	<p>・活動当日のために借上げた会場の借上げ経費及び機材等賃借料</p> <p>・活動の際に使用するバス等の借上料、有料道路使用料、駐車代</p>	<p>・実行者運営のための経常的な経費</p> <p>・練習等、実行者のスキルアップに利用する場合</p>
<p>その他</p>	<p>・費用などの振込手数料</p> <p>・その他活動に必要な経費として県が認めるもの</p>	<p>・光熱水費(会場経費の場合は除く)</p> <p>・活動に直接関係ない経費</p> <p>・活動期間外に購入・支払いをした物品・サービスなどの経費</p> <p>・特定の個人又は団体のみが利益を受ける経費</p> <p>・営利を目的とした活動、政治的または宗教的な活動に対する経費</p> <p>・公の秩序又は善良の風俗に反する活動に係る経費</p> <p>・その他活動に必要な経費ではないと県が判断したもの</p>

※この表に掲載されている経費の分類に当てはまらない場合は、ご相談ください。

6 提案募集

(1) 募集期間

令和8年4月1日(水)～6月1日(月)

(2) 応募に必要な書類

- ・ miraプロ提案書 (別紙1)

※ 「miraプロ提案書」は県ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/kodomonoiken/mirapro.html>) よりダウンロードできます。

※ 各項目のサイズの変更は自由で、様式内に図表を挿入しても構いません。ただし、別に資料等を添付することはできません。

※ 提案内容の項目では、実行スケジュールも併せて記載してください。

※ 若者部門の方は、提案内容の項目に予算見積りも併せて記載してください。

(3) 提出方法

県のホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sy8/kodomonoiken/mirapro.html>) 内にある専用応募フォームに必要な事項を入力の上、提案書を添付し、送信することにより提案を行います。

提案書等に不備があった場合は、県から記載の連絡先へメール又は電話によりご連絡します。修正の指示に従い、再度提案書のご提出をお願いします。なお、県で指定する期日までにご対応がいただけない場合は、提案を無効とする場合がございます。

7 審査

(1) 審査の着目点

提案内容の審査は、次の5つの項目に着目して実施します。

実現性	「お金や時間がかかりすぎる」など自ら実現できない取組となっているか
独自性	独自の工夫が見られる取組になっているか
有効性	社会課題を的確に認識し、課題解決のために効果的な取組となっているか
主体性	自ら主体的に取り組もうという意欲が感じられる取組・計画となっているか
発展性	今回限りで終了せず、持続又は発展する可能性のある取組となっているか

(2) 審査方法

ア 1次審査 (6月上旬～中旬頃)

提案書をもとに県職員による書面審査を行い、各部門3件を上限として最終審査対象提案を選出します。

県は、専用応募フォームにご入力いただいたメールアドレス宛にすべての提案者へ結果通知を行います。(6月下旬頃)

イ 最終審査 (オンライン投票+対面審査)

最終審査対象提案は、ショート動画形式での一般視聴者によるオンライン投票と、プレゼンテーション形式での子ども・若者審査員及び県職員(以下「審査員」)

という。)による^{たいめんしんさ}対面審査を行い、^{おこな}各部門^{かくぶもん}1件以内となるように^{ほんじぎょう}本事業として^{じっこう}実行する^{ていあん}提案を^{せんしゆつ}選出します。

(ア) オンライン投票^{とうひょう}

a 県は、1次審査の結果通知と併せてショート動画の提出方法及び対面審査のご案内をお送りします。(6月下旬頃)

b 提案者は、指定の期日までに60秒以内でご自身の提案を説明するショート動画を撮影し、県へ提出します。(7月上旬頃)

c 提案者は、指定の期日までに対面審査のプレゼンテーションで使用する資料を作成し、県へ提出します。(7月中旬頃)

d 県は、提出のあったショート動画をとりまとめ、SNSで公開し、一般視聴者からオンラインでの投票を募集します。(7月下旬頃～対面審査開始前まで)

(ウ) 対面審査^{たいめんしんさ}

○ 日程：令和8年8月5日(水)

○ 場所：横浜市中区(※詳細は後日お知らせします)

a 提案者は、審査員に向けて5分以内でプレゼンテーションを行います。その後、審査員からの質疑の時間があり、提案書、プレゼンテーション及び質疑の結果を総合的に判断して審査が行われます。

b 県は、オンライン投票と対面審査の結果を集計し、対面審査会の中で本事業として実行する提案を発表します。

(3) 最終審査に向けた準備に対する支援^{さいしゅうしんさ}

最終審査対象提案は、提案者の希望に応じてプレゼンテーション資料の作成方法や発表の仕方へのアドバイス、オンライン投票用ショート動画の撮影支援など、最終審査に向けた準備に対する支援を受けることができます。1次審査の結果通知とともに届く案内に従い、支援を希望する場合はご連絡をください。

支援の利用により結果を約束するものではありません。

(4) 結果の公表

1次審査及び最終審査で選出された提案は、審査結果の通知と併せてホームページで公表します。なお、提案内容の審査結果や選出経過などに対する個別の回答は行いません。

(5) 各審査で選出されなかった場合

1次審査で選出されなかった提案者は、子ども・若者審査員へ応募が可能です。詳細については、審査結果の通知と併せてご案内予定です。

最終審査で選出されなかった提案者は、選出された提案の実行への協力希望を確認します。協力希望に応じて、県が実行者と調整を行い、結果をお知らせします。

しょうさい 詳細については、しんさけっか 審査結果の つうち 通知と あわ 併せて ご案内 予定 予定です。

また、ていあんしゃどうし 提案者同士が こうりゅう 交流する 機会も ていきょうよてい 提供 予定です。こちらについても しょうさい 詳細が かくてい 確定した 後、あと 別途 ご案内 を 予定 しています。

8 提案内容の実行

(1) 実行計画の作成

さいしゅうしんさ 最終審査で せんしゅつ 選出された ていあん 提案の じっこうしゃ 実行者は、ていあんないよう 提案内容を 基に しょうさい 詳細な かつどう 活動の ないよう 内容と スケジュール、よさん 予算や しはら 支払いなどの けいかく 計画を作成 します。けいかく 計画は けん 県が してい 指定する さぽーター 支援と きょうゆう 共有し、しえん 支援の 必要 かつどう 活動の 修正 を 行います。

(2) 活動の実施

じっこうけいかく 実行計画に沿って、そ ていあんないよう 提案内容の 実現 に向けた かつどう 活動を 行います。なお、さぽーター とは ていきでき 定期的に うちあわ 打ち合わせ を 行い、おこな 進捗を 共有 しながらかつどう 活動を すす 進めてください。また、かつどう 活動を すす める中 で なか 生じた しょう 課題等 については、かだいどう 定期的な 打ち合わせ 以外 の ていきでき 打ち合わせ 以外の タイミングでも ずいじ 随時 さぽーター 支援に 相談 することができます。

(3) 実行計画の見直し

じっこうしゃ 実行者は、かつどう 活動が じっこうけいかく 実行計画どおり すす 進まない場合は、ばあい 速やかに さぽーター 支援に 相談 し、てきぎ 適宜 けいかく 計画の見直しを 行いながらかつどう 活動を すす 進めてください。また、こんなん 困難が 予想 される 場合でも、じっげん 実現を 目指し、めざ 最後まで さいご 責任を もって とく 取り組んでください。ただし、ちゅうし 中止 または ちゅうだん 中断せざるを得ない 事情 が 生じた場合は、え 速やかに さぽーター 支援へ 相談 し、さうだん 判断を 仰ぐ ように してください。

9 報告会の実施

じっこうしゃ 実行者は、ちゅうかんほうこくかい 中間報告会（12月頃 予定）で かつどう 活動の すす 進捗 状況を、さいしゅうほうこくかい 最終報告会（3月頃 予定）で かつどう 活動の結果を、けん 県及び 子ども・若者 けんおよこ 審査員等 に向けて ほうこく 報告 します。なお、ほうこくかい 報告会の 開催前には、かいさいまえ 報告用の 資料 を 作成 し、当日は とうじつ プレゼンテーション形式で 説明 していただきます。にっじょう 日程等 については じっこうしゃ 実行者が 決定 した 後、あと 別途 調整 を させて いただきます。

10 その他

- (1) べっし 別紙2「個人情報 の 取り扱い について」に とうい 同意 した 上で おうぼ 応募 ください。
- (2) 個人情報 は、個人情報 の 保護 に関する 法律 に 基づき 適正 に 管理 します。
- (3) 未成年 の 方は 保護者 の 同意 を 得て から 応募 してください。
- (4) しんさけっか 審査結果 に対する 個別 の お問合せ には かいどう 回答 できません。
- (5) やむを得ない 事情 により 中止 または 内容 を 変更 する 場合 があります。

(6) 応募の際に虚偽の内容を申請した場合や、第三者のメールアドレス、その他の個人情報等を不正に使用した場合は、参加決定を無効とする場合があります。

(7) 県の事業にご協力をお願いする場合があります。(ご協力いただくかどうかは任意です。)

(8) 審査や提案内容の実行、報告会の様子を写真・映像等で撮影します。撮影した写真・映像等はメディアによる放送、県の広報媒体への掲載、県の各種報告書等で使用する場合があります。なお、写真・映像等の使用期限はありません。

11 問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課企画グループ
電話番号：045-210-4690 (※平日 9時00分から 17時00分まで)

みらプロ 提案書

1 提案者

グループ名(個人の場合は、ニックネーム)
 ※ 提案者として県のホームページ等で公開される名称です。

2 エントリー部門

該当する項目に「○」を付けてください(グループの場合は、構成員の最年長者の年齢で選択すること)

小学生部門	2014年4月2日 ~ 2020年4月1日生まれの方
中高生部門	2008年4月2日 ~ 2014年4月1日生まれの方
若者部門	1997年4月2日 ~ 2008年4月1日生まれの方

3 提案事業の内容(各項目のサイズの変更は自由、様式内に図表を挿入可、別紙添付は不可)

(1) タイトル ※ 提案のタイトルとして県のホームページ等で公開される名称です。

(2) 提案の動機(この提案をしようと思ったきっかけや理由)

(3) 現状と課題(現状にどのような課題があると考えますか)

(4) 提案内容(課題に対してどのような解決策をとればよいと考えますか)

- ※ 提案内容の実行スケジュールも併せて記載してください。(令和9年3月までに完了する必要があります)
- ※ 若者部門は、予算見積りも併せて記載してください。(予算は100万円以内としてください)

(5) 効果(提案を実施すると、どのような効果があると考えますか)

こじんじょうほう とりあつか
個人情報 の 取扱い について

1 取得する情報

神奈川県（以下「県」という。）では、「みらプロ」への応募を希望される方（以下「応募希望者」という。）から、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を含む情報を取得します。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 電話番号
- (4) メールアドレス
- (5) 県内在住・在学・在勤の区分

2 利用目的

県では、取得した個人情報を以下の目的のために利用します。

- (1) 「みらプロ」に関する情報提供（みらプロの審査結果や各種案内など）
- (2) 「みらプロ」の運営に当たり必要な業務（審査における連絡調整や伴走支援など）
- (3) その他、こども施策に関する情報提供

3 個人情報の管理について

県では、取得した個人情報を、県の責任のもと、県及び県が「みらプロ」の運営を委託する事業者（県が適切と認めた再委託先を含む）で厳重に管理します。

4 個人情報の第三者への提供について

県は取得した個人情報を、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者へ提供しません。

- (1) 参加希望者の同意がある場合。
- (2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合。